## 〈調査報告〉

生活保護施設における苦情解決システムの現状と課題

## 木 村 志 保\*

The Conditions and Problems of Advocacy Systems at Public Assistance Institution

#### Shiho Kimura

要旨:本稿は、生活保護施設における苦情解決制度の取り組みの現状を明らかにすることにより、生活保護施設利用者の生活の質および利用者に対する生活支援の向上に資することを目的とした。Ⅰ. 苦情解決制度の概要、生活保護施設の現状、Ⅱ. A社会福祉法人(救護施設・更生施設、以下、A法人)における苦情相談への取り組み、Ⅲ. 調査概要及び調査結果(苦情相談の内容、相談対応経過事例)、Ⅳ. 考察、とした。

Key words: 生活保護施設 Public Assistance institution 苦情解決システム Advocacy System 権利擁護 Advocacy

## はじめに:研究目的と背景

本稿は、生活保護施設における苦情解決制度の取り組みの現状を明らかにすることにより、生活保護施設利用者の生活の質および利用者に対する生活支援の向上に資することを目的とした。具体的には、I. 苦情解決制度の概要、生活保護施設の現状、I. A 社会福祉法人(救護施設・更生施設、以下、A 法人)における苦情相談の取り組み、II. 調査概要及び調査結果(苦情相談の内容、相談対応経過事例)、IV. 考察、とした。研究方法は、A 法人における苦情解決制度(苦情相談)の取り組みの現状に関しては、「A 法人における苦情解決制度に係る規定」を引用し、整理した。苦情相談の内容・相談対応経過事例

に関しては、苦情相談記録(第三者委員生活相談記録)の記載事項・内容を分析し、考察を行った。調査実施者(調査担当者)は、苦情相談を担当する第三者委員(筆者)である。

社会福祉基礎構造改革において、福祉サービスの利用の仕組みは、増大・多様化する国民の福祉需要に対応するための見直しが行われた。「個人が尊厳をもってその人らしく、自立した生活が送れるよう支える」という社会福祉の理念に基づき、社会福祉事業法(1951年制定)等の改正法案が検討され、2000年に社会福祉法が施行された。当時の社会福祉基礎構造改革の柱として、①個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立(措置制度から契約利用制度へ)、②質の高い福祉サービス

<sup>\*</sup>関西福祉科学大学 社会福祉学部 講師

の拡充、③地域福祉の充実(地域生活の総 合的な支援)、等があげられる1)。高山は、 「適正な契約締結がなされたとしても適切 なサービス提供が確約されているとはいえ ない。また、適切なサービス提供がなされ なかった場合、福祉サービスを提供する事 業者に苦情解決システムがあるからといっ て、その活用によって問題解決を担保して いるとはいえない | と指摘している2)。契 約とは、福祉サービス提供者側である施設 および事業者と福祉サービスの利用者が対 等な立場であることが前提である。本稿で は、苦情解決システムおよび制度経過を概 観し、生活保護施設における苦情解決制度 の取り組み状況を整理・分析することによ って、利用者の権利擁護の課題や生活保護 施設の今後の役割について検討する。

# I. 苦情解決制度の概要、生活保護施設の現状

## 1. 苦情解決制度の概要

社会福祉分野における苦情解決制度の法的根拠である、社会福祉法第8章は、福祉サービスの適切な利用に関する内容で構成され、福祉サービスの利用の援助等(第2節)では、福祉サービス利用援助事業(第80条・81条)と苦情解決の仕組み(第82条・83条・85条)が規定されている10。

【社会福祉法 第82条】(社会福祉事業の 経営者による苦情の解決)

社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

【社会福祉法 第83条】(運営適正化委員会)

都道府県の区域内において、福祉サービ

ス利用援助事業の適正な運営を確保すると ともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県 社会福祉協議会に、人格が高潔であって、 社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会 福祉、法律又は医療に関し学識経験を有す る者で構成される運営適正化委員会を置く ものとする。

【社会福祉法 第85条】(運営適正化委員 会の行う苦情の解決のための相談等)

- 1) 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。
- 2) 運営適正化委員会は、前項の申出人及 び当該申出人に対し福祉サービスを提供し た者の同意を得て、苦情の解決のあっせん を行うことができる。

全国社会福祉協議会の報告によると、2010年度に都道府県運営適正化委員会に寄せられた苦情等の種類は、全国集計(2,653件)のうち、「職員の接遇」が890件(33.5%)、「サービスの質や量」が403件(15.2%)、「利用料」が74件(2.8%)、「説明・情報提供」が401件(15.1%)、「被害・損失」が221件(8.3%)、「権利侵害」が199件(7.5%)、「その他」が465件(17.5%)であった3。

また、苦情解決システムの具体的な内容は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(2000年6月、厚生省(現厚生労働省))に示されている4)。指針によれば、苦情解決の仕組みの目的は、①苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや早急な虐待防

止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように支援する、②苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図る、ことである。また、苦情解決体制として、苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を設置することとしている。第三者委員に関する項目について、以下に抜粋すると、

- ・設置目的: 苦情解決に社会性や客観性を 確保し、利用者の立場や特性に配慮した 適切な対応を推進すること。
- ・設置形態:事業者は、自らが経営するすべての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。苦情解決の実効性が確保され客観性が増すのであれば、複数事業者や複数法人が共同で設置することも可能である。
- ・第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましく、その際、即応性を確保するため個々に職務に当たることが原則であるが、委員相互の情報交換等連携が重要である。
- ・職務内容: 苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取。苦情内容の報告を受けた旨の苦情申し出人への通知。利用者からの苦情の直接受付。苦情申出人への助言。事業者への助言。苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言。苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取。日常的な状況把握と意見聴取。

等が示されている<sup>4)</sup>。社会福祉事業(社会福祉法第2条に規定される)を実施する事

業所や施設機関における苦情解決の手順は、①利用者等からの苦情を苦情受付担当者が受け付ける(第三者委員も直接受け付けることができる)、②苦情受付担当者は、その内容を確認し、苦情受付責任者および第三者委員へ報告する、③苦情受付責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める(第三者委員の立ち会いも可)、④苦情受付担当者は、話し合いの結果・改善事項を書面に記録し、苦情申出人・第三者委員へ報告する、である。

## 2. 救護施設の現状と役割

生活保護法に基づく施設は5種類(救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設)である。そのうち、救護施設はその目的を「身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする」としている。また、更生施設はその目的を「身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする」としている。現在、救護施設は全国に187ヶ所(入所者数17,317名)、更生施設は全国に20ヶ所(入所者数1,616名)である。

このうち、救護施設入所者の障害状況は、その割合が最も多いものから精神障害者30.4%(5,095名)、知的障害者18.2%(3,055名)、知的障害と精神障害の重複障害者13.6%(2,285名)、の順になっている。精神障害と身体障害などの重複障害を含めると、全体の約51%が何らかの精神障害をもつ者となる。(厚労省社会福祉施設調査、2008)5.6%。

生活保護法における被保護者の状況をみ

ると、施設に入所している被保護者は54,540名である(全被保護者の約3%)。その内訳は、救護施設・更生施設等32.2%、介護保険施設42.8%、障害者施設等25.0%となっている。救護施設は、「重複障害者など他法の専門的施設で対応が困難な要保護者のほか、様々な理由により居宅生活が困難なものに対して生活保護を行うための施設として機能し(緊急入所、ホームレス、社会的入院患者、その他社会生活適応困難者)、社会情勢に応じて柔軟に対応できる施設としての期待が大きい」でとされ(厚労省、2004)、施設数や定員数は増加していることからそのニーズは依然として高いといえる。

## Ⅱ. A 法人(救護施設および更生施設) における苦情相談への取り組み

## 1. A 法人の施設概要

A法人の概要は以下のとおりである。 生活保護施法に基づく施設として、救護施設(2ヶ所)と更生施設(1ヶ所)、ホームレス自立支援法に関連する施設として、ホームレス自立支援センター(3ヶ所)、その他指定介護事業所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、保育所の計29施設を有する。そのうち、救護施設は、定員110名、入所者在所期間は1.44年(全国平均15.7年)である。利用者の入所ルートは、疾病・障害や失業等により生活困難となった者が、B市更生相談所またはB市内福祉事務所(市内各区の支援運営課)を通じて更生施設・救護施設へ入所するルートが多い。

B市には A 法人の更生・救護施設を含む 20 か所の更生施設・救護施設がある。 入所者の状況・傾向としては、まず精神障 害者(47.1%)がきわめて多く、知的障害者(12.2%)、身体障害者(12.1%)、近年では発達障害者、薬物・アルコール・ギャンブル依存等の問題を抱える者、犯罪・反社会的行動、若年者、コミュニケーション能力低下等の問題をもつ利用者などが増加している。利用者の抱える課題は、失業、疾病、障害、社会的入院、借金、生活困窮等様々な課題・問題である。法律相談、アフターケア(通所・訪問事業)、就業支援(施設内就業トレーニング等)他、生活・就労支援が取り組まれている。。

## 2. A 法人における苦情解決制度の取り組み

表1 (A 法人) における苦情解決制度に係る規定

## (A 法人) における苦情解決制度に係る規定

### 1. 実施理念

(A 法人) における苦情解決制度は、社会福祉法第3条「福祉サービスの基本的理念」と社会福祉法第5条「福祉サービスの提供の原則」(公平性・公正性・迅速性・透明性・応答性) に即して、施設サービスの質の向上に向けた取り組みを促進するための貴重な情報源として、苦情解決制度(福祉サービスの利用の援助)に真摯にあたらなければならない。・社会福祉法第3条「福祉サービスの基本的理念:福祉サービスは個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

- ・社会福祉法第5条「福祉サービスの提供の原則: 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。」
- ・社会福祉法第24条「経営の原則:社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。」

#### 2. 実施目的

- ①施設サービスに対する満足感や信頼感を高める。 ②早急な虐待防止策を講じる。
- ③利用者ニーズの把握や提供サービスの妥当性の検 証をし、施設サービスの質の向上を図る。
- ④利用者が苦情・要望・意見等をこの制度を通じて施設と話し合いでそれを解決していく。

#### 3. 苦情解決体制

- ①苦情解決責任者:施設長
- ②苦情受付担当者:施設職員(客観的、第三者的見地で利用者の側に立って苦情を受けとめられる職員)
- ③第三者委員(苦情相談委員):苦情解決を円満・ 円滑に図ることができ、サービス利用者や地域の 人々からの信頼性を有する人。
- 4. 苦情解決制度の流れ:フローチャート参照(図 1) 5. 利用者への周知
- ①入所オリエンテーション時に案内書配布。②施設内にポスター掲示。③苦情・意見箱を各フロアに設置。

A法人における苦情解決制度の実施理念および目的は(表1)のとおりである。苦情解決体制のうち、第三者委員は現在2名配置されている(筆者は第三者委員の1人として委託されている)。利用者が苦情解決制度を利用する場合、①口頭・書面・電話その他の媒体による申し出(第三者委員による生活相談の機会/月1回実施)、

②書面による申し出(苦情用投書箱への投 函/施設内のフロア毎に投書箱を設置、随 時)、③口頭・書面による申し出(直接処 遇職員が相談対応)、④口頭・書面による 申し出(苦情受付担当者が相談対応)、の 方法がある。第三者委員の業務は、a)利 用者からの相談内容を聞き(苦情内容の確 認)、苦情受付担当者および苦情解決責任 者に対する書面・口頭による報告、b)解 決案の提示と調整、助言を行う。苦情受付 担当者の業務は、a) ①~③の方法による 苦情の申し出について内容確認・相談対 応、b) 第三者委員または苦情解決責任者 に対する書面・口頭による報告、c) 問題 の解決にむけた、申し出者(利用者)との 話し合い・調整を行う。さらに、受付から 問題解決・改善までの経過と結果について 書面に記録・保管する(図2)。苦情解決 責任者の業務は、a) ①~④の方法による 苦情の申し出について内容確認、b) 利用 者に対する相談対応、c) 問題の解決にむ けた、申し出者(利用者)との話し合い・ 調整・改善を行う(第三者委員の立ち会 い)。d) 申し出者(利用者)に対する説明

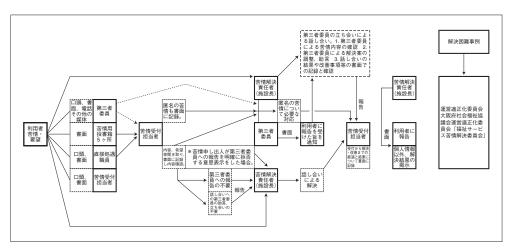


図1 A法人における苦情解決業務の流れ

Ø10%		<b>東世</b> 田		8	0				口間を輸いて欲しい		
EXE		200				0			口数まできない		
EXE						6		出	OGROPALA)		
PLUSA	MES-ES					-		100	の調査して変しい		
対策の内容							7	景望	Dawratu		
(発生時期:	* 8	B REMM:				)			DEOB		
40	ロケアの内容の	関わる事項					1		第三者委員への報告の賞ぎ		
	CNI皮・粉幣・物物に同わる根理							中の出版	OR 08		
	口信人均利的所 口信人の場所・退的に同わる事項								話し合いへの第三者委員の助き、立会いの要否		
									D를 다중	1534 	
設の分類類	口然級内主を環境に関わる要領										
	□和用面部の人類関係										
	Diene										
								85			
HAME OF							-	莱			
	口机阀 - 情報不	E .						1			
1.0	ロ税長の根食 ロサービス内容							1			
世典の	ロサービス量							1			
	DRIVER							_			
	Denis							第三名委员	の恐惧受付確認機		
									<b>受付発所者から報告があったことを確認しました。</b>		
-							1	T4 1	¥ 10 B		
55 理 經 過								第三卷要用	5	9	
								コメント等			
								(1)	こついては、上記の適り処理いたしました。		
								TA I	я в		
	17							<b>包切解决责</b>	TW .	- B	

図2 「苦情受付書‧報告書」書式

とうしょようし この投書用紙は、(A法人)が提供するサービスに対するご意見や不満、改善
たい してほしいことなど、(A法人)に対する苦情をお聞かせいただくための用紙です。
<sup>こうせい きゅうご ぜんたい</sup> 更生・救護・全体・その他 (どれかを○でかこんで下さい。)
*** 大きにゅう けっこう きにゅう   *** 未記入でも結構です。記入されても、
<sup>ひみっ げんしゅ</sup> 秘密は厳守します。
くじょうないよう 苦情内容

図3 苦情投書記入用紙

・報告(改善・調整結果)。申し出者(利 用者)は、これらの苦情解決システムにお いて問題解決が困難な場合、「運営適正化 1. 調査対象及び調査方法 委員会」(都道府県社会福祉協議会) へ申 調査の対象は、A 法人(救護施設 110 し出を行う (図1)。

## Ⅲ. 調査概要及び調査結果

名・更生施設 115 名) の入所者であり、苦

情相談の相談者とした。調査内容は、①苦情相談の内容、②苦情相談に対する対応経過、とした。①苦情相談の内容および②苦情相談に対する対応経過については、苦情相談記録(第三者委員生活相談記録)の記載事項・内容を分析した。調査実施者(調査担当者)は、苦情相談を担当する第三者委員(筆者)である。

調査研究における倫理上の配慮として、 本調査の内容については、個人名・情報等 が特定されないよう匿名で実施し、統計的 に処理を行い本研究の目的にのみ使用する ことを、本調査対象機関に対して口頭およ び文書により説明を行い、同意を得た。な お、相談対応事例の記載については、個人 ・情報が特定されないよう、情報を加工・ 詳細を省略し、倫理的配慮を行った。

## 2. 調査結果

# 1) 苦情相談 (第三者委員による生活相談) の内容

A 法人における、第三者委員による生活相談の件数は、2010~2012 年度の 3 年間で合計 120 件であった(2010 年度 33 件、2011 年度 38 件、2012 年度 49 件)(表 2)。相談内容別にみると、多いものから順に「生活相談」(49.17%)、「その他」(19.17%)、「施設・職員の接遇への要望」(14.17%)、「退所・就労」(11.67%)、「入所者への苦情」(5.83%)となっていた

(図4)。

「生活相談」のうち、悩みや心配事に関 する相談として、体調面(疾病や障害)で の不安や経過報告、施設入所に至るまでの 生活歴や仕事、経済面や将来の生活への不 安などがあげられる。また、近況報告や趣 味に関するものは、施設内での出来事や余 暇・行事(外出、一泊旅行など)のこと、 最近の新聞記事やニュース、楽しみにして いるテレビ番組の感想などがあげられる。 また、「その他」の内容は、社会参加や活 動(ボランティア活動、募金活動ほか)に 関する情報提供の希望、信仰に関するもの が含まれる。「施設・接遇への要望」の内 容のうち、施設環境・ルールの改善に関す ることとして、外出時の門限・消灯時間 (共有スペースおよび居室内消灯、テレビ 視聴終了時間)に関するものなどがある。 接遇や職員への要望に関しては、入所者に 対する職員の対応への苦情、職員との関係

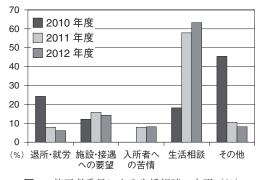


図4 第三者委員による生活相談の内訳(%)

相談種別 年度	退所・就労	施設・接遇への要望	入所者 への苦情	生活相談	その他	計 (件数)
2010 年度	8	4	0	6	15	33
2011 年度	3	6	3	22	4	38
2012 年度	3	7	4	31	4	49
計	14	17	7	59	23	120

表2 第三者委員による生活相談内容(件数)

構築の困難・悩み、日用品費支給額や退所 予定に関する説明希望などが含まれる。 「退所・就労」の内容は、退所相談や地域 ・住宅物件・居住施設に関する情報提供の 希望、求人情報や労働条件に関する情報提 供の希望があげられる。「入所者への苦情」 の内容は、施設内でのルールを守らない入 所者への不満、同室者とのトラブル、施設 内での対人関係の悩みなどがある。

また、本稿では詳細を省略するが、「書面による苦情(苦情用投書箱への投函)」をその内容種類別にみると、多いものから順に、「入所者への苦情」(41.33%)、「施設への要望(接遇・規則)」(26.67%)、「施設への要望(食事面)」(20.0%)、「職員への苦情」(12.0%)となっている。

## 2) 苦情相談 (第三者委員による生活相談) に対する相談対応経過

生活相談の場面において、第三者委員 (相談対応者)は、まず相談者(入所者) に対して次の説明を行う。a)相談対応者 は相談者の協力者であること(施設職員で はないこと)、b)相談内容・個人情報等は 守られること(匿名可)、c)相談者の希望 により、問題解決が必要な場合は情報・相 談内容を施設の苦情解決担当者へ開示・報 告し、調整を行うこと、等である。以下に 相談対応事例をあげ、その対応と調整経過 を整理および分析した。なお、相談対応事 例の記載については、前述のとおり、個人 ・情報が特定されないよう、情報を加工・ 詳細を省略し、倫理的配慮を行った。

## 【相談対応事例】

〈事例 A〉男性、60歳代。相談概要:他の利用者に対する苦情相談。「集団生活のルールを守れない人がいて、困っている。室内外の履き物を混合する人、目の悪い人の

前を横切ったり障害のある人を配慮できな い人、トイレを汚し放置する人、煙草の吸 い殻を室内に捨てる人、机を拭くタオルと 床を拭くタオルを混合する人、・・・ノロ ウイルスや感染症予防をしなければならな いのに、意識の低い人が多い。注意してほ しい」という内容であった。対応経過:相 談者は相談日(1回/月)に数回継続して 来談した。第三者委員が相談内容の確認 (入所者氏名・日時・頻度等) と解決にむ けた方法案を提示、苦情解決責任者へ報告 を行う。苦情解決責任者より職員への伝達 および利用者の全体会での周知を行い、相 談者に対しても、集団生活における最低限 のルールの遵守・利用者の意識改善と施設 環境改善に向けての取り組み経過を説明し た。

〈事例 B〉男性、60歳代。退所希望(アパートでの一人暮らし)があり、今後の生活への不安・心配、焦りがあるとのこと(炊事洗濯ができない、経済面)。施設入所に至るまでの生活経過や就労経験、今後の希望について語る。対応経過:第三者委員が相談内容の確認を行う(担当職員と退所について相談中とのこと)。相談者は相談日(1回/月)に数回継続して来談した。苦情解決責任者より担当職員へ報告、担当職員と相談者による退所に向けての相談・関わりを継続した。

〈事例 C〉男性、30 歳代。相談概要:相談者自身が抱える精神疾患(うつ病)に関する相談と、病気に対する職員の無理解と対応についての苦情相談。「職員全体の問題として考えてほしい。怒らず、優しく対応してほしい。」とのことであった。対応経過:第三者委員が相談内容の確認と解決にむけた方法案を提示する(具体的な出来事

の詳細や対応職員氏名・期日等の確認)。 第三者委員から苦情解決責任者へ報告する。苦情解決責任者より担当職員との面談 を実施し、事実確認・状況把握を行い、相 談者に対して解決にむけての取り組み経過 (職員の意識改善や利用者に対する対応改 善)を説明した。

## Ⅳ. 考察

本稿の目的は、生活保護施設における苦情解決制度の取り組みの現状を明らかにすることにより、生活保護施設利用者の生活の質および利用者に対する生活支援の向上に資することとした。

第三者委員による生活相談内容の傾向と 対応経過をみると、A 法人における、第 三者委員による生活相談内容(2010~2012 年度) のうち、その相談種別で最も多いも のは「生活相談」(49.17%) であった。生 活上の不安や悩みに関することから、疾患 ・障害や経済的な問題(制度保障、福祉サ ービスの情報)の相談も含まれる。事例の 相談者Bのケースに見られるように、既 に担当職員が相談者の状況を把握して関わ り、継続的に相談対応・調整を行っている ケースも多い。また、相談時に、相談者か ら「苦情ではないけれど相談してもよい か」「職員にお世話になっておきながら、 税金で暮らしている身分で文句は言えない が・・・」「ここ(相談室)に入ると苦情 を言いに行っていると思われる」という言 葉を聞く場合もある。苦情相談や第三者委 員への相談をしやすい環境作り(職員・利 用者の意識変革)も重要であると考える。 「苦情を単なるクレームとして捉えるので はなく、『苦情を受け付けてサービスの質 を向上させる』ために、『利用者に積極的

に出していただく』という認識がサービス 提供者側に必要である。また、苦情を受け 付けること、解決することは利用者のもつ 権利を護ることにつながっていくことの認 識も必要である<sup>[8]</sup>と矢原(2009)は述べ、 そのためには、第三者委員とサービス提供 者側との関係構築、苦情解決のシステムの 活性化、の重要性を指摘している。また、 苦情解決制度における第三者委員の役割 は、「単に『公正』『公平』『中立』な立場 であるということではなく、利用者の立場 からは、利用者のおかれている状況を十分 に理解し、利用者の代弁者となり、利用者 の支援につながる役割が期待され、またそ のように機能すること 2 が求められてい ることを、高山(2003)は報告している。 A 法人では、苦情用投書箱・第三者委員 による生活相談やその他の担当窓口におい て、利用者からのあらゆる苦情・要望・相 談を受け付ける。その中で、ひとつの匿名 の意見に対しても事実・状況を把握し、問 題解決・改善に努め、改善結果を利用者へ フィードバック(個別または全体への周知 など) し、提供するサービスの質の評価・ 向上をめざすための取り組みが行われてい る。福祉サービスの利用者が、サービス提 供者に対する苦情や要望を伝える機会を保 障し、その結果、サービスの質が改善・向 上され、利用者のよりよい生活支援につな がることが、苦情解決システムが機能しそ の目的を果たしているといえる。

## 引用文献

- 1) 大阪ボランティア協会編、「福祉小六法 2013」、中央法規出版
- 2) 高山由美子、「福祉サービス利用者支援における苦情解決システムと『第三者』の機能」、テオロギア・ディアコニア 37,77 p-89 p,2003 年

- 3) 全国社会福祉協議会、「平成 22 年度 都道府 県運営適正化委員会 苦情受付・解決状況の概 要」、2011年7月
- 4) 厚生省、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」、2000年6月
- 5) 厚生労働省、「社会福祉施設調査」、2008年。
- 6) 笠原正之、窪島喜徳、「救護施設利用者の地域 生活移行支援について - 重複障害を持つ人の困
- 難性-J、大阪市社会福祉研究、第 33 号、2010 年 12 月、pp 49-62。
- 7) 厚生労働省、「生活保護制度のあり方に関する専門委員会」社会保障審議会資料、2004年。
- 8) 矢原絵理、「神奈川県における苦情解決システムの展開 ネットワーク型のオンブズマン・第三者委員の活動を中心に 」、東洋英和女学院大学『人文・社会学論集』、第27号、2009年